

女性活躍推進法に基づく第1回行動計画

女性が活躍できる働きやすい環境をつくることにより、すべての職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

- ◇ 策定事業主 社会福祉法人 大分県社会福祉事業団
- ◇ 策 定 日 平成28年3月22日
- ◇ 計 画 期 間 平成28年4月1日～平成30年3月31日（2年間）
- ◇ 課 題 女性労働者に対する管理職割合が男性労働者に比べ低い
- ◇ 計 画 内 容

番号	目 標	対 策
1	〔管理職（課長職以上）に占める女性割合を38%とする〕	<p>〈時 期〉 通年</p> <p>〈内 容〉 人事担当者への積極的女性登用の働きかけをする。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>〈時 期〉 平成28年4月～</p> <p>〈内 容〉 女性の育休、産休取得を想定して気兼ねなく休暇を取得できるように、昨年度8名に加え正規女性職員9名を加配配置する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>〈時 期〉 平成28年4月～</p> <p>〈内 容〉 係長級職員対象に研修内容の一部に課長級以上の管理職を意識させるものを実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成28年4月～ 研修内容作成 2 平成28年6月～ 研修を実施し、職員全体に意識付けを図る。

女性の活躍に関する情報公開

1. 採用

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合（平成26年度）

正規職員	62.5%	(15人/24人)
臨時職員	54.1%	(33人/61人)
パート職員	92.9%	(26人/28人)

- ・男女別の採用における競争倍率（平成27年度）

正規職員	男性	7.9倍	(9人/71人)
	女性	1.2倍	(24人/29人)

- ・労働者に占める女性労働者の割合（平成27年12月時点）

正規職員	55.3%	(162人/293人)
臨時職員	52.5%	(95人/181人)
パート職員	83.8%	(155人/185人)

- ・管理職（課長職以上）に占める女性労働者の割合（平成27年度）

29.7% (11人/37人)